

●軽度・中等度難聴の皆様へ●

高齢者等補聴器購入助成事業

補聴器購入費の一部を助成する券を発行し、
耳の聞こえから認知症予防を推進します！

対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する方

- ①市内に住所を有する、満40歳以上の方
- ②聴覚障害による障害者手帳の交付対象外の方
- ③両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、耳鼻咽喉科医師から補聴器の日常的な使用の必要性を認められている方
- ④市町村民税が非課税の方
- ⑤過去にこの事業での助成を受けていない方
- ⑥その他法令等での補聴器購入にかかる助成を受けていない方



対象経費

補聴器本体の購入にかかる代金

※補聴器周辺アクセサリ、保守費用、医師の証明にかかる費用等は対象外です

助成額

☑助成率

助成対象経費の額の**2分の1以内の額**
※100円未満切り捨て

☑助成上限額

5万円

提出書類

①交付申請書

※医師の証明を記載してもらったもの

②購入予定の販売店の見積書

※補聴器本体の金額が分かるもの

【申請・問い合わせ先】 島田市役所 健康福祉部 長寿介護課 高齢者政策係

TEL : 0547-34-3293 FAX : 0547-37-8200 (平日8:30~17:15)

【島田市公式HP 事業URL】 <https://www.city.shimada.shizuoka.jp/gyosei-docs/795959675.html>

助成の流れ

助成対象者

申請書を取得

耳鼻咽喉科を受診し、申請書に
医師の証明を記入してもらう※1

販売店で補聴器を選ぶ※1

市に申請書と見積書を提出※2

市から助成券が届く

販売店に助成券を渡して
補聴器を購入

1年後に市から届く
本事業のアンケートに回答

販売店

販売予定の補聴器の
見積書を出す

購入者から助成券を受けとり
補聴器を販売

助成券を添付して
市に助成額を請求

※1：耳鼻科への受診と販売店への相談は、どちらが先でも構いません。
※2：申請前に購入した補聴器は助成対象外です。医師証明が記載された申請書と、販売店の見積書を合わせて提出してください。

Q & A

①助成券に使用期限はある？

⇒発行月の2か月後の末日です。（例：発行月…4月 ⇒ 期限…6月末）

②助成券をもらったが、(1)期限内に買えない (2)購入する補聴器を変えたい

⇒まずは市にご連絡ください。内容を伺い、対応いたします。

③申請前に購入した補聴器は対象になる？

⇒対象外です。申請し、助成券が届いてから購入してください。

④1年後にあるアンケートはどんなもの？

⇒補聴器の使用状況や使用感などについてお答えいただくものです。